
次世代育成支援対策推進法の取り組みについて

当社では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の働きやすい制度の充実に努めています。

この度は、「平成26年4月1日から平成29年3月31日」を計画期間として、少子高齢化時代に対応する雇用環境の整備に努めます。

【実施内容】

※ 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を充実。
(育児休業制度にリンクした自社休職制度の柔軟運用等で、母子の健康と胎児の健全な発育を確保する。)

※ 年次有給休暇の取得の推進のための措置の実施。
(年次有給休暇の計画付与と取得環境の整備により取得率向上を図る。)

【計画期間】

第一期 : 平成21年4月1日から平成24年3月31日
第二期 : 平成24年4月1日から平成26年3月31日
第三期 : 平成26年4月1日から平成29年3月31日

【制度概要】

・次世代育成支援対策推進法の概要

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai-suisinhou-gaiyou.html>

以上